

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB事務所（以下「事業場」という。）に準職員として採用され、相談等の窓口業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、窓口相談に来た来訪者に、口に含んだペットボトルの飲料を頭から吹きかけられた。請求人によると、この出来事で精神的にショックを受けたという。

請求人は、翌〇日、C病院に受診し、「重度ストレス反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見等を参考としたうえで、請求人は、平成〇年〇月〇日に I C D – 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3 . 8 他の重度ストレス反応」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨判断している。本件の経緯及び医学的見解から、当審査会も専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日付け基発 1 2 2 6 第 1 号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね 6 か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表 1 「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表 1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」（生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガ）又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす「特別な出来事以外の出

「来事」についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に来所者（以下「D」という。）から口に含んだ飲料を頭から吹きかけられたことにより本件疾病を発病した旨述べており、以下、検討する。

この点、請求人及び事業場関係者の申述等によると、Dの同行者に対して、職員がその相談内容に応じて対応していたところ、Dが、他の業務に就いていた請求人を呼び寄せて自身に対応させ、謝罪を求め、その後、請求人に飲料を吹きかけたものと認められる。

当審査会としては、この出来事は、請求人にとっては唐突な事態であったと推認されることから、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度は「II」）に該当するとみて検討することが妥当であると思料する。そうすると、請求人は、突然に飲料を吹きかけられて大いに驚いたものと考えられるも、同出来事をもって、自らの死を予感させる程度の災害を体験したとまでは言えないものであり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価については「中」程度であると判断することが相当であり、「強」には至らないものと判断する。

なお、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、本件出来事を「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当する旨述べているが、Dの行為が暴行罪や傷害罪に当たるとは判断されておらず、当該主張は認められない。

（5）また、請求代理人は、セクハラの要素が包含された事案である旨述べるが、当審査会としては、Dが飲料を吹きかけた行為は大いに不快に感じられる出来事であったと推認されるものの、請求人自身も生命に危険のない液体を吹きかけられたと冷静に認識していたものであり、Dの行為が、性的企図や差別意識に基づいて行われたものであるとは考えられないことから、当該主張は認められない。

（6）さらに、請求代理人は、本件は、暴行に至るまでの経緯、暴行態様、暴行後の事情に照らせば、社会通念上、当然に請求人に重大な心理的負荷を生ぜしめた事案であり、厚生労働省の定める認定基準を機械的に適用した審査官の決定は不当である旨述べるところ、当審査会としては、可能な限り請求人らの主張及び関係資料を把握し、子細に検討した結果、上記結論に達したものであるこ

とを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。